

## うるま市悪臭緩和剤等購入補助金交付事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、うるま市悪臭緩和剤等購入補助金交付要綱（平成18年うるま市告示第36号）第8条の規定に基づき、市内畜産農家が自ら畜舎及び家畜から発生する悪臭の抑制又は害虫の発生・駆除するための悪臭緩和剤等（以下「緩和剤等」という。）購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、地域住民と調和のとれた畜産環境を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において緩和剤等とは、前条の目的を達成するために必要な悪臭緩和剤及び害虫駆除剤等であり、次の各号のとおりとする。

- (1) 畜舎及び家畜から発生する悪臭を緩和できると認められる飼料添加剤及び散布剤（EM・バイオK2・木酢液等）
- (2) 畜舎内及び畜舎周辺の害虫（ハエ・ウジ等）を駆除する薬剤
- (3) その他市長が適当と認めるもの

### (補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の対象経費及び補助額は、毎年1月から12月に購入した緩和剤等の購入費の2分の1以内とする。

2 補助金の上限額は、前年度の家畜・家きん等飼育状況調査を基準とし、別表のとおりとする。

### (交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年1月末日までに緩和剤等購入補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 緩和剤等の領収書
- (2) その他、市長が必要と認める書類

### (補助金の請求)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに補助金請求書を市長に提出しなければならない。

### (利用状況の調査)

第6条 補助金の交付を受けた者は、飼育状況及び効果等についての調査に協力しなければならない。

#### 附 則

この要領は、承認の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、承認の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、承認の日から施行し、令和5年2月7日から適用する。

(経過措置)

2 この要領による改正後のうるま市悪臭緩和剤等購入補助金交付事業実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年11月27日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領による改正後のうるま市悪臭緩和剤等購入補助金交付事業実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

牛	豚	鶏	補助金上限額
50頭未満	300頭未満	1万羽未満	120,000円
50頭以上	300～800頭未満	1万羽～3万羽未満	240,000円
	800頭以上	3万羽以上	360,000円